変動金利制適用に関する特約書（「金庫新短プラ」年２回見直し用）

申込人は、金銭消費貸借契約に基づいて借り入れたローンの利率および返済方法について、次のとおり同意します。

第１条（借入利率）

当初の借入利率は、最終同意された利率とします。

但し、ご融資実行日までに新短期プライムレートが変更となった場合、同意締結日における新短期プライムレートと実行日における新短期プライムレートの差をもって引上げまたは引下げするものとします。

第２条（借入利率の変更の基準）

① 本契約に定める利率は、貴金庫の新短期プライムレートを基準金利として、基準金利の変更に伴って引上げまたは引下げられることに同意します。

なお、実行日現在の新短期プライムレートは貴金庫のホームページにて確認します。

（https://www.miyasin.co.jp/loan/）

② 金融情勢の変化その他相当の事由により、新短期プライムレートが廃止された場合には、新短期プライムレートに代え、一般に相当と認められる金利を基準金利とすることに同意します。

第３条（借入利率の変更幅の算出および変更日）

① 借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年４月１日と 10 月１日（休日の場合は翌営業日）を基準日として年２回行い、各基準日における基準金利と前回基準日（借入日が直前の基準日以降の場合は借入日）における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。

② 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は、各基準日の属する月の翌月の約定返済日の翌日とします。

③ 本条により利率が変更された場合、貴金庫は原則として、変更後第１回の約定返済日の７日前までに、変更後の借入利率、返済額等を文書により通知するものとします。

第４条（元利金返済額の変更）

前条より、借入利率の変更があった場合の元利金返済額は、次の各号によるものとします。

① 返済方法が元利均等返済の場合を除き、原契約書に定めた毎回の元金返済額は変更することなく、支払う利息額を増減します。

② 返済方法が元利均等返済の場合は、返済回数、最終返済期限を変更することなく、毎回の元利金返済額を増減します。

第５条（固定金利型への変更）

この借入金については、その最終返済期限前に固定金利型への変更はしません。

（2026.10.1）